

データヘルス計画推進支援業務
公募型企画競争 提案説明書

1 業務名
データヘルス計画推進支援業務

2 目的
前期高齢者納付金や後期高齢者支援金の増加が見込まれる中、支出の約47%を占める医療費の適正化を図ることは、札幌市職員共済組合（以下「当共済組合」という。）が将来にわたって安定した財政運営を行うためには欠かせないものとなっている。

こうした中、平成27年度からすべての健康保険組合に対し、レセプトデータや特定健診データを活用した「データヘルス計画」の公表、事業実施、評価等の取り組みが求められ、令和6年度からは第3期データヘルス計画を実行中である。

データヘルス計画においては、健診データとレセプトデータの結合といったデータ分析、これに基づく保健事業や医療費適正化事業等の実施、これらをP D C Aサイクルにより見直すことが求められている。

本業務は、膨大なデータを分析し、正確に評価するとともに、的確で実施可能な保健事業の提案や、国の動向や各種学会等のエビデンスを踏まえた情報提供等を行う業務である。

3 契約概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補業者との随意契約

(2) 告示日

令和8年1月7日（水）

(3) 履行期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

ただし、業務の趣旨・目的が適切に実現され、良好な結果が表れていると共済組合が認めるときは、令和9年4月1日（木）から最長2年を限度に、1年ごとに更新することができるものとする。

4 業務の概要（詳細については、別紙「仕様書」のとおり。）

- (1) データの分析
- (2) 健康課題の抽出と保健事業の提案
- (3) 保健事業の実施にあたっての助言等
- (4) 重症化予防対策事業の介入と効果検証
- (5) 健康白書の作成
- (6) 特定保健指導の除外対象者の抽出
- (7) 報告会の実施
- (8) 事業主との連携・協働への支援
- (9) 資料作成支援
- (10) 第3期データヘルス計画の中間評価及び見直し

5 企画提案を求める項目

(1) 過去の実績

本業務に関する過去の業務実績を挙げ、そこから得られたノウハウ等の本業務への活かし方を示すこと。

(2) 業務体制・スケジュール

本業務を執行するにあたり、着実に実施できる業務体制・従事者、スケジュールについて示すこと。

(3) 具体的な実施方法

「4 業務の概要」に記載している各項目を実現するための具体的かつ効果的な実施方法、留意すべき視点などを示すこと。

(4) 独自提案

効果が期待できる保健事業や医療費適正化に向けた手法、その他の支援等、仕様書に記載の範囲を超えて、本業務の目的に資する独自の提案があれば、それを示すこと。

なお、支援等の追加提案があった場合、最終的に委託対象とするかどうかは、委託者と協議の上で決定することとする。

6 契約限度額

6,400 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

7 参加資格要件

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されており、かつ、令和8年度の登録の申請中であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
- (6) ISMS (ISO/IEC27001、JISQ27001) またはプライバシーマークの規格認証を受けていること。

8 参加手続きに関する事項

(1) 日程

- ・企画提案の公募開始・・・・・・・・・・・・令和8年1月7日（水）
- ・質問書の提出期限・・・・・・・・・・・・令和8年1月16日（金）※
- ・参加意向申出書等の提出期限・・・・・・・・令和8年2月4日（水）※
- ・企画提案書等提出期限・・・・・・・・・・・・令和8年2月13日（金）※
- ・一次審査（書面審査）・・・・・・・・・・・・令和8年2月17日（火）
- ・二次審査（ヒアリング審査）・・・・・・・・令和8年3月3日（火）
- ・審査結果の連絡・・・・・・・・・・・・令和8年3月6日（金）

※提出期限については、それぞれ期限日の 17 時必着とする。

(2) 提出方法等

ア 参加意向申出書等

- ・参加意向申出書（様式 1）1 部
- ・会社の事業概要がわかる会社案内等の資料 6 部
- ・プライバシーマークまたはISO/IEC27001、JISQ27001いずれかの認証取得を証する書類の写し 1 部

令和 8 年 2 月 4 日（水）17 時までに持参または郵送で提出すること。

イ 企画提案書等

- ・企画提案書（自由様式）6 部
- ・業務従事者一覧（自由様式。総括責任者がわかるように記載）6 部
- ・類似業務等実績（自由様式。従事者ごとの実績がわかるように記載）6 部
- ・積算書（自由様式）6 部

令和 8 年 2 月 13 日（金）17 時までに持参または郵送で提出すること。

※書類提出にあたっては、ア・イいずれも一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。提出書類はすべて片面のみの記載とする。

(3) 質問の受付及び回答

質問は提出期限（令和 8 年 1 月 16 日（金）17 時）までに質問書（様式 2）を電子メールにより提出し、受信確認の電話連絡をするものとする。

質問に対する回答は、隨時、電子メールにより質問書の提出者に回答するほか、必要に応じてホームページ上に掲載する（質問者名は公表しない）。

なお、指定の様式によらない質問書や受付期間を過ぎた質問書は受け付けない。

9 選定方法

「データヘルス計画推進支援業務に係る企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）」の審査において、下表「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者（入選者）を選定する。

(1) 参加資格の確認

- ・ 参加資格については「7 参加資格要件」に基づき確認を行う。
- ・ 参加資格の確認結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

(2) 一次審査（書面審査）

- ・ 提出された企画提案書等により書面審査を行う。
- ・ 一次審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。
- ・ 一次審査の通過者数は 3 者程度とする。なお、応募が少数の場合、実施委員会委員長の決定により、一次審査を省略することがある。

(3) 二次審査（ヒアリング審査）

- ・ 一次審査を通過した企画提案者に対し、提出された企画提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるため、実施委員会に対するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- ・ ヒアリングは 1 企画提案者当たり 25 分（説明 15 分、質疑 10 分）を想定し、順次個別に行う。
- ・ ヒアリングは当共済組合が指定する場所又は WEB 会議システムを利用して実施するものとし、企画提案書提出時にいずれを希望するか、当共済組合に申し出る

ものとする。

- ・ リモート環境は当共済組合が用意する。
- ・ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ・ 実施方法については各提案者に実施日時とともに通知する。
- ・ 災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時間に遅れた場合は、失格とする。
- ・ 説明に際して、プロジェクター等の機器を用いることができる。その際、使用する機器は提案者において用意し、当共済組合は電源のみ提供する。
　なお、機器を使用する場合は、事前に申し出ること。
- ・ 当日のプレゼンテーションでは、提出した企画提案書以外の内容についてのプレゼンテーションを行ってはならない。
- ・ ヒアリング審査においては、下表「評価項目及び評価基準表」のすべての審査項目に基づき評価を行い、最高得点を獲得した企画提案者を契約候補者とする。
- ・ 最高点を獲得した企画提案者が同点の場合、実施委員会の協議により契約候補者を選定する。
- ・ 企画提案者が1者の場合、ヒアリング審査において実施委員会が定める最低評価基準点（満点の6割）を超えていれば契約候補者として選定する。

(4) 契約

契約候補者として決定された者は、データヘルス計画推進支援業務に関する契約について当共済組合と協議するものとする。

なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(5) 選定結果の通知方法

選定の結果は、企画提案者全員に対して通知する。

【評価項目及び評価基準表】

評価項目	評価基準	評価基準点	乗数	配点
業務実績等	過去5年間に、共済組合をはじめとしたデータヘルス計画推進支援業務に取り組んだ経験があり、十分な過去実績があるか。また、特筆すべき成果はあるか。	5	× 4	20
実施体制	業務の実施に当たり、信頼できる実施体制が確保されているか、また、当該事業に対して最新の知見を取り入れる体制が示されているか。業務スケジュールの設定は妥当かつ現実的か。	5	× 3	15

企画内容評価	当共済組合の特性を考慮した事業の提案がなされているか、また、委託者が求め事業内容と合致しているか。	5	× 3	15
	本事業の趣旨を理解し、仕様書の内容を企画に反映した有益な内容となっているか。	5	× 3	15
	効果的な手法・技法を盛り込み、実現可能な内容となっているか。	5	× 3	15
	当該業務への意欲があるか、また新たな提案があるか。	5	× 3	15
価格	提示価格の積算方法が妥当であるか。	5	× 1	5
合計				100

※各委員の評価は、「5点：特に優れている、4点：優れている、3点：普通、2点：やや不十分、1点：不十分」で採点し、その点数に係数を乗じたものを評価点とする。

10 参加資格の喪失

本企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

11 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない者

12 参加資格等についての申立て

本企画競争において、参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の

通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

13 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

14 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属する。
- (2) 当共済組合が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を当共済組合が利用（必要な改変を含む）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、当共済組合に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権をはじめとした、いかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

15 その他留意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については企画提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の言語は日本語を用いることとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 提出された書類及び電子データは、選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 提案募集に参加する者は、受託候補者決定後において、本要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (7) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、理事長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (8) 当共済組合が提出した資料は、当共済組合の了解なく公表、使用することができない。

16 問合せ先（担当部局）

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎

札幌市職員共済組合共済課 菅原、松崎

TEL：(011) 211-2432

メールアドレス：iryokyuhu@city.sapporo.jp